

常任委員会活動の評価について

今期（平成28年5月～）

1 チェックシートによる評価

平成29年

3月7日（火）予算決算常任委員会理事会

3月8日（水）常任委員会（戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、健康福祉病院）

3月9日（木）常任委員会（総務地域連携、防災県土整備企業、教育警察）

- (1) チェックシートの項目を参考に、1年間の委員会活動を振り返り、良かった点、改善すべき点等を協議する。
- (2) 正副委員長、委員（理事）がそれぞれチェックシートに評点等を記載して提出する。

2 委員会活動評価総括表（案）について協議

3月10日（金）常任委員会（戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、健康福祉病院）

3月13日（月）常任委員会（総務地域連携、防災県土整備企業、教育警察）

3月16日（木）予算決算常任委員会理事会

1での議論とチェックシートによる評価結果を踏まえて作成する「委員会活動評価総括表（案）」について協議し、決定する。

3 委員長会議での報告及び検証

3月21日（火）委員長会議

各委員長から、「委員会活動評価総括表」により、1年間の委員会活動の評価を報告するとともに、委員長間で共有すべき取組等を検証し、次期委員会への引継ぎ事項を整理する。

※委員長会議開催後に常任委員会を開催した場合には、「委員会活動評価総括表」への補足の有無・内容について、当該委員会（理事会）において協議し、補足後の「委員会活動評価総括表」を委員長から議長に提出する。

4 代表者会議への報告

5月11日（木）代表者会議

議長から、委員会活動の評価など議会活動計画の実施状況を報告し、今後の対応方針を決定する。





次期（平成29年5月～）

5 次期委員会への引継ぎ

5月18日（木）委員長会議（予定）

議長から、次期委員長に、代表者会議の決定事項と併せて、前期の委員会活動の評価を引き継ぐ。

6 役員改選後の代表者会議への報告

5月22日（月）代表者会議

議長から、前年度の議会活動計画の実施状況及び今後の対応方針を報告する。

議会活動の中心的な役割を果たす各常任委員会において、委員会活動が「監視・評価・政策立案・政策提言」の充実に寄与できたかという観点から評価を行うためのチェック項目をまとめました。
 今年度の委員会活動を振り返り、評価の視点を参考にして、委員(理事)の皆さんで自己評価を行っていただき、5段階評価をしてください。
 (但し、該当のない項目は評価しませんので、当該項目の評価欄には「-」をつけてください。)

【チェックシートを記入するにあたっての注意事項】

	<p>○委員個人の評価とします。</p> <p>○基準となる点数は「3点」とします。</p> <p>1点・・・「ほとんどできなかった」「不満足」</p> <p>2点・・・「あまりできなかった」「例年よりもできなかった」「やや不満足」</p> <p>3点・・・「通常どおりできた」「例年どおりできた」「普通」</p> <p>4点・・・「通常よりも良くできた」「例年よりも良くできた」「概ね満足」</p> <p>5点・・・「ほぼ完璧にできた」「十分満足」</p>
<p>■評価できない項目 (該当なし「-」)</p>	<p>○チェックシートを記入する前に、委員間で協議を行い、評価項目に含めるか否か (「-」とするか否か)を委員会として決めます。</p>

委員会名 (健康福祉病院常任委員会)

項目	評価の視点	評価
(1)年間活動計画の進捗度	<p>年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。 (評価点の理由や気づいた点があれば、記載してください。)</p>]
(2)委員会運営の円滑度	<p>すべての議案・事項を丁寧に調査・審査しましたか。 委員会です十分な議論をしましたか。 委員長報告が各委員の合意したものとなるように努めましたか。 (評価点の理由や気づいた点があれば、記載してください。)</p>]
(3)議員間討議の充実度	<p>議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を十分に行いましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。 (評価点の理由や気づいた点があれば、記載してください。)</p>]
(4)県内外調査の充実度	<p>県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。 (評価点の理由や気づいた点があれば、記載してください。)</p>]
(5)県民など多様な意見を活用した調査・審査の充実度	<p>「参考人招致」や「公聴会」における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。 「みえ現場de県議会」における県民の意見をその後の調査・審査に活用しましたか。 「みえ高校生県議会」における高校生の意見をその後の調査・審査に活用しましたか。 「請願」、「議員勉強会」、「県民の声」などにおける意見をその後の調査・審査に活用しましたか。 (評価点の理由や気づいた点があれば、記載してください。)</p>]
(6)調査・審査結果の施策への反映	<p>調査・審査の結果、施策へ反映したこと(例えば、経過報告を求めた、知事への申し入れを行った、議員提出条例の検討を行ったなど)について記載してください。</p>]

(健康福祉病院常任) 委員会活動評価総括表

資料 3

1 委員会活動の振り返り (委員間討議の結果の概要を記載する)

2 各委員 (理事) の評点の平均点

項目	評価の視点	平均点
(1) 年間活動計画の進捗度	<p>年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。 (その他、評価の理由等(自由記載))</p>]
(2) 委員会運営の円滑度	<p>すべての議案・事項を丁寧に調査・審査しましたか。 委員会で十分な議論をしましたか。 委員長報告が各委員の合意したものとなるように努めましたか。 (その他、評価の理由等(自由記載))</p>]
(3) 委員間討議の充実度	<p>委員間討議の機会を十分に活用しましたか。 委員間討議を十分に行いましたか。 委員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。 (その他、評価の理由等(自由記載))</p>]
(4) 県内外調査の充実度	<p>県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。 (その他、評価の理由等(自由記載))</p>]
(5) 県民など多様な意見を活用した調査・審査の充実度	<p>「参考人招致」や「公聴会」における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。 「みえ現場de県議会」における県民の意見をその後の調査・審査に活用しましたか。 「みえ高校生県議会」における高校生の意見をその後の調査・審査に活用しましたか。 「請願」、「議員勉強会」、「県民の声」などにおける意見をその後の調査・審査に活用しましたか。 (評価点の理由や気づいた点があれば、記載してください。)</p>]

項目	評価の視点	平均点
(6)調査・審査結果の施策への反映	<p>調査・審査の結果、施策へ反映したこと(例えば、経過報告を求めた、知事への申し入れを行った、議員提出条例の検討を行ったなど)について記載してください。</p> <p>[]</p>	/

※評価は5点満点です。(5点・・・大変良くできた、4点・・・良くできた、3点・・・概ねできた、2点・・・あまりできなかった、1点・・・できなかった)
 ※各項目の自由記載欄については、各委員個人の意見を掲載しております。

平成28年度の主な議会の取り組み（参考）

- 1 子どもの貧困対策調査特別委員会の設置<5月>
- 2 サミットを契機とした地域の総合力向上調査特別委員会の設置<5月>
- 3 選挙区調査特別委員会の設置<5月>
- 4 三重県手話言語条例（議員提出条例）の制定<6月>
- 5 「成果レポート」に基づく今後の県政運営等に関する知事への申し入れ<8月>
- 6 みえ高校生県議会の開催<8月>
- 7 公共政策大学院からのインターンシップ実習生の受入れ<9月>
- 8 みえ現場 de 県議会の開催<1月>
「女性活躍の推進～中小企業の現場で～」
- 9 議員勉強会の開催
 - ・第1回 「子どもの貧困対策について」<9月>
道中 隆 氏（関西国際大学教授）
 - ・第2回 「手話の普及をめぐる現状と課題」<11月>
金澤 貴之 氏（群馬大学教授）
 - ・第3回 「女性の職業生活における活躍推進について」<3月16日開催予定>
権丈 英子 氏（亜細亜大学副学長）

『平成28年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見』への回答

【健康福祉院常任委員会】

第2編(第二次行動計画の取組)

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
121	地域医療提供体制の確保	健康福祉部 医療対策局	看護師確保対策については、勤務実態調査で把握した詳細データを活用するなど、より積極的な取組を進められたい。	勤務実態調査の結果をふまえて、医療勤務環境改善支援センターにおける個別の相談対応や「女性が働きやすい医療機関認証制度」で認証された取組を紹介して医療機関の取組を促すなど、引き続き勤務環境の改善等に取り組んでいきたいと考えています。
122	介護の基盤整備と人材の育成・確保	健康福祉部	認知症サポーター養成について、養成後の地域での活用について検討されたい。	認知症サポーターの活動に義務はなく、地域において可能な範囲で見守りや手助け等をしてもらうことになりませんが、国においてさらなる活用を進める動きもあることから、国の動向を注視したうえで有効な活用策を検討していきたいと考えています。
131	障がい者の自立と共生	健康福祉部	18歳以上で障害児入所施設に入所している過剰児の地域移行については、各施設の経営の状況も勘案して柔軟に対応されたい。	過剰児については、平成30年4月までの解消が必要であることから、障がい者全体では地域移行を進めていきたいと考えていますが、福祉型障害児入所施設をどのようにしていくかについても、引き続き、具体的な検討を進めていきたいと考えています。
144	薬物乱用防止と動物愛護の推進等	健康福祉部	災害時の動物愛護対策については、熊本地震時の対応から今後のために学ぶことも多くあるため、情報を取り入れて施策に反映されたい。	災害時の動物愛護対策については、熊本地震の状況も勘案し、ベンチマークキングダムの結果等も参考に、三重県動物愛護推進センター(仮称)における業務や施策に生かしていきたいと考えています。
231	少子化対策を進めるための環境づくり	健康福祉部 子ども・家庭局	「子どもの育ちを支える家庭・地域づくり」が施策の大きな表題でなくなり、「三重県子ども条例」の認知度も県民指標ではなくなつた。条例の理念や子どもの権利を尊重することは、第二次行動計画の中でもしっかりと意識して取り組まれない。	条例に基づき、子どもの権利を尊重しながら取り組んでいくことを基本的な考え方は、第一歩、第一次行動計画から変わっていません。条例の基本理念をふまえた「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、少子化対策等の個々の取組を進めていきたいと考えています。
233	子育て支援と家庭・幼児教育の充実	健康福祉部 子ども・家庭局	「出産・育児まるっとサポートみえ」を掲げる以上、県内どの地域においても切れ目のない一定水準以上の母子保健サービスが提供されるべきと考える。市町で取組に温度差が出ないよう、しっかりと連携して取り組まれない。	昨年度から県内の各市町を訪問し、それぞれの市町に様々な取組方法があつて、強みや弱みがあることを共有することができました。今後どのように進めていくかを個々の市町との検討や保健所単位の意見交換等でともに知恵を出し合い、市町で取組に温度差が出ないよう、着実に進めていきたいと考えています。

各定例月会議における委員長報告一覧

6月定例月会議

「三重県地域医療構想の策定について」(6/30 常任委員長報告)

先行して進められている未稼働病床の削減については、各調整会議において協議がなされているものの、関係者のより一層の理解と協力を得る必要があること、また、医療機能の分化・連携等を進める中で一体的に議論すべきであることから、性急な判断は避けるべきと考えます。

県当局におかれては、三重県地域医療構想が地域の特性や実情を踏まえたものとなるよう、関係者への丁寧な説明を果たすとともに、十分な理解を得たうえで調整されることを重ねて要望します。

9月定例月会議

「三重県地域医療構想の策定について」(10/19 常任委員長報告)

県内8つの構想区域ごとに地域医療構想調整会議が設置され、地域の医療機能等に関する協議・調整が行われており、その中には県立病院も含まれていますが、その一方で、県立病院においては、県立であるからこそ求められる役割を果たすために、必要となる医療機能の充実に努めているところでもあります。

県当局におかれては、地域医療構想の策定にあたって、県立病院が地域において求められる役割をしっかりと果たすことができるよう、十分に留意しながら取り組まれることを要望します。

11月定例月会議

「在宅医療体制の構築について」(11/14 分科会報告)

市町における在宅医療体制の構築は、地域医療構想の策定や地域包括ケア体制の構築など、今後、医療と介護の連携を進めるうえで、非常に重要な役割を占めています。

県当局におかれましては、地域医療介護総合確保基金等を活用しながら、市町の実情を踏まえ、これまで以上にきめ細かな支援を進められるよう要望します。

「三重県地域医療構想の策定について」(12/21 常任委員長報告)

医療介護総合確保推進法により、県が策定することとなっている地域医療構想については、県内8つの構想区域ごとに設置された地域医療構想調整会議における協議・調整を踏まえ、今年度中に策定される見込みとなっており、12月9日に開催された常任委員会において、中間案が示されたところです。

地域医療構想は、県民が必要なときに安心して医療・介護のサービスを受けられるよう、それぞれの地域にふさわしいバランスのとれた医療提供体制に導くための、非常に重要な構想です。

県当局におかれては、地域医療構想の策定はもとより、策定後も引き続き、市町や医療機関等と連携し、各構想区域における調整会議での進捗管理や、めざすべき医療提供体制の実現に向けた事業の実施など、責任を持って構想の推進にあたっていただきますよう、強く要望します。